

民間建築物アスベスト調査 助成のご案内

 葛飾区



葛飾区都市整備部建築課

葛飾区民間建築物アスベスト調査助成制度

制度の目的

この制度は、民間建築物におけるアスベストの調査に要した費用の一部を予算の範囲内で助成することにより、アスベストの飛散を予防するための措置を早期に推進し、区民のアスベストによる健康被害の発生を防止することを目的としています。

助成対象となる建築物

助成の対象となる建築物は、葛飾区内の建築物のうち、屋外又は屋内においてアスベストを含有する可能性のある吹付け材が使用された建築物であって、次のいずれかに該当するものです。

(1) 住宅又は兼用住宅

(2) 共同住宅

助成対象者

助成の対象となる建築物を所有する方

助成の対象となる建築物の建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する区分所有者の団体（管理組合）

助成対象となる経費

助成の対象となる経費は、助成の対象となる建築物の屋外又は屋内の吹付け材におけるアスベストの有無を確認する調査に要した費用とします。

平成28年度から、調査の実施は、国土交通省が定めた「建築物石綿含有建材調査者講習登録規定」に基づく講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（以下「調査者」と略称します）に限定されます。

調査については、必ず 調査者に依頼してください。

<制度の概要>

- ・国土交通省 「建築物石綿含有建材調査者講習修了者の確定について」
「建築物石綿含有建材調査者について」（制度概要）
「建築物石綿含有建材調査者講習の活用について」 等
http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000482.html

<調査者の情報>

- ・一般財団法人 日本環境衛生センター
「建築物石綿含有建材調査者講習 修了者情報」
(調査者一覧を掲載しています)
<http://www.iesc.or.jp/info/asbestos/02.html>

助成金の内容

助成額は次のとおりです。

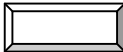
- (1) 住宅又は兼用住宅 1件につき 10万円を限度として、助成の対象となる経費の2分の1に相当する額
- (2) 共同住宅 1件につき 30万円を限度として、助成の対象となる経費の2分の1に相当する額

※ 助成額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

助成の受付・問い合わせ先

- ◆ 葛飾区立石 5-13-1
葛飾区役所 (新館3階 窓口305番)
都市整備部 建築課 計画設備係
直通電話 03-5654-8355

助成を受けるための手続き

 : 申請者が行う手続き

1. 事前相談

助成を受けようとする方は、必ず事前に区役所で窓口相談カードを記入してください。
(助成の対象になるか確認を受けてください。)

◆ 申請書類の配布

2. アスベスト調査助成承認申請書の提出

建築場所の案内図・建築物を所有していることが確認できる書類の写し・建築物全景と吹付け材の写真、見積書(2社)、講習修了証の写しを添付して提出してください。

◆ アスベスト調査助成承認通知書の発行

助成承認申請の内容を審査し、助成の対象となることを通知します。

3. 調査着手

「調査者」による調査をおこなってください。

4. アスベスト調査助成金交付申請書の提出

アスベスト調査終了後、調査費用の領収書の写しと調査報告書の写しを添付して提出してください。

◆ アスベスト調査助成金交付決定通知書の発行

助成金交付申請の内容を審査し、助成金額を決定し通知します。

5. アスベスト調査助成金請求書の提出

助成金交付金額を記入のうえ、支払金口座振替依頼書を添付して提出してください。

◆ 助成金交付

依頼のあった口座に助成金を振り込みます。